

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（試行）

本試行は、労務市場がひっ迫し、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保に必要となる費用について、設計変更により対応するための事項を定めるものである。

1 対象工事

【土地改良】

主たる工種が「土地改良事業等請負工事積算基準」平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。

【治山・林道】

主たる工種が「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）表6－1の工種区分を適用する工事を対象とする。

【土木】

主たる工種が「土木工事標準積算基準書（共通編）」第Ⅰ編総則＞第2章工事費の積算＞②間接工事費の表－1の工種区分を適用する工事を対象とする。

2 対象とする間接費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について変更設計の対象とする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		主な項目
共通仮設費 （営繕費）	借上費	・ 建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期間借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・ 労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用
現場管理費 （労務管理費）	募集・解散費	・ 労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・ 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・ 支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

3 設計計上について

設計書への費用計上は、次の手順により行う。

- (1) 受注者から実施計画書（様式 1）により協議があった場合、実績変更対象費の設計計上割合を受注者へ通知する。
- (2) 受注者から提出された実績報告書（様式 2 - 1）、各費目の集計表（様式 2 - 2 ~ 2 - 8）及び証明書類の内容について、下記事項を確認する。
 - ・報告されている項目が実績変更対象費の項目であるか。
 - ・工事内容及び現場条件から必要な数量か。
 - ・市場価格等から妥当な単価であるか。
- (3) (2) の作業により妥当性が確認できたもののみ、支出実績額とし集計する。

(4) ・ 共通仮設費（率分）のうち営繕費について

各種積算基準書に基づき、最終変更設計書の共通仮設費（率分）の官側の積算額を算出し、対象工事に適合する「実績変更対象費の工種区分別割合（別表 1 ~ 3）」により実績変更対象費の官側の積算額※1を算出する。それにより、実績変更対象費（積上分）※2を算出し、共通仮設費に積上計上する。

・ 現場管理費（率分）のうち労務管理費について

各種積算基準書に基づき、最終変更設計書の現場管理費（率分）の官側の積算額を算出し、対象工事に適合する「実績変更対象費の工種区分別割合（別表 1 ~ 3）」により実績変更対象費の官側の積算額※1を算出する。それにより実績変更対象費（積上分）※2を算出し、共通仮設費及び現場管理費に積上計上する。

※1 実績変更対象費の官側の積算額 = 積算基準書により算出した「共通仮設費（率分）」又「現場管理費（率分）」の官側の積算額 × 実績変更対象費の工種区分別割合

※2 実績変更対象費（積上分） = 支出実績額 - 実績変更対象費の官側の積算額
ただし、支出実績額が、実績変更対象費の官側の積算額を超過せず、実績変更対象費（積上分）がマイナスとなった場合、実績変更は行わない。（積算基準書により算出する）

4 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型については、点在する箇所毎に算出し計上することとする。ただし、点在する箇所毎に実績報告書及び証明書類を分離集計することが困難な場合には、その集計方法について受発注者間において協議し決定すること。

5 入札説明資料及び特記仕様書への記載

発注時に本運用の対象工事である旨を特記仕様書等に明記するものとする。

≪入札説明書記載例≫

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合には、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更できることとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

≪特記仕様書記載例≫

第〇条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合には、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更できることとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者は、労働者確保に要する設計変更を希望する場合、工事着手日までに実施計画書（様式1）を作成し発注者へ協議するものとする。発注者は協議があった場合、実績変更対象費の設計計上割合を受注者へ通知する。
3. 最終変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績報告書（様式2-1）、各費目の集計表（様式2-2～2-8）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。
4. 受注者の責による工事工程の遅れ等、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合については、法的処置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

6 適用

令和7年7月1日以降に積算を行う工事に適用する。